

東京都立田無特別支援学校 清涼飲料水 自動販売機設置 条件書

東京都立田無特別支援学校は、施設利用者の利便性向上のため、及び生徒・教職員への福利厚生の一環として、校舎内に清涼飲料水自動販売機を設置する。清涼飲料水の販売を行う自動販売機の設置に関する条件については、下記のとおりとする。

記

1 名称

東京都立田無特別支援学校における清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）
の設置
(以下、清涼飲料水自動販売機の設置事業者を「設置事業者」という。)

2 自動販売機設置台数 1台

3 設置場所の概要

- (1) 住 所 : 東京都西東京市南町5-15-5
- (2) 設置場所 : 東京都立田無特別支援学校 教室棟1階 生徒玄関（屋内）
- (3) 使用可能面積 : 幅135cm以内×奥行80cm以内 面積1.08m²以内
〔設置場所の使用可能面積は、自動販売機本体の設置場所とする。使用済み容器の回収ボックスの設置場所は、上記の面積に含まず、別途、使用場所の面積として算定することとする。〕
- (4) 使用財産(教育財産)の許可権者 : 東京都立田無特別支援学校長
(以下「施設管理者」という。) (※)
※ 教育財産使用許可の際に、「東京都教育財産使用許可書」を設置事業者に交付する。

4 東京都立田無特別支援学校の状況

- (1) 教職員（常勤職員）: 69名（育児休業等の休業者は除く。また、非常勤職員・会計年度任用職員は含めない。）
- (2) 学校敷地内に設置している既存の自動販売機設置台数 1台
ア 既存設置場所 : 教室棟1階 生徒玄関（屋内）
イ 販売商品の種類 : 清涼飲料水
- (3) 昼食について
学期期間中（長期休業期間以外）は、原則として給食を提供
〔教職員（常勤職員）についても、原則として給食を喫食〕

5 使用許可期間及び設置開始日

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（想定）の3年間とする。

- (1) 上記の使用許可開始日は想定日である。実際の使用許可開始日については、設置事業者の確定後に、自動販売機の設置に関する準備期間等を総合的に勘案して、施設管理者と設置事業者とで協議の上、使用許可開始日を確定させることとする。
- (2) 使用許可期間は、3年間とする。
〔使用許可開始日の確定後に、使用許可の最終日についても確定となる。〕

6 設置事業者による販売商品の種類

清涼飲料水とする。

7 販売価格

市販価格（定価）より廉価な価格設定とする。この場合、自動販売機設置に係る教育財産使用料を免除する。

8 清涼飲料水の形状・種類

（1）容器

容器は、缶及びペットボトルとし、いずれも密閉型であること。

紙コップ・ビン容器・紙容器は、不可とする。

（2）東京都立田無特別支援学校の学校名入りオリジナルラベル水（以下「学校名入りオリジナルラベル水」という。）を作成する場合は、3本以上陳列すること。

（3）清涼飲料水の取扱品目、ブランド等については、特に問わない。ただし、お茶・ミネラルウォーターの2品目は必ず含めること。また、清涼飲料水は、15種類以上の飲料を陳列すること。

なお、複数メーカーの商品を取り扱うことも差し支えない。

（4）設置事業者は、販売する清涼飲料水の品目及び販売価格について「販売品目・価格表」にて届出をし、施設管理者と協議を行うこと。また、清涼飲料水の品目・販売価格の変更についても同様とする。

（5）「学校名入りオリジナルラベル水」を作成する場合の品目・販売価格については、別途、施設管理者と運営事業者とで協議し、取り扱いを定めることとする。

（6）清涼飲料水の種類等について施設管理者から要望があった場合、調整の場を設けること。

（7）清涼飲料水に含まれる糖質量が多量の場合、生徒に対する健康管理の観点から陳列・販売を認めない場合がある。また、刺激が強すぎる清涼飲料水についても同様に陳列・販売を認めない場合がある。

9 「学校名入りオリジナルラベル水」の要件

（1）容器は、ペットボトルとする。

（2）「学校名入りオリジナルラベル」は、ペットボトル容器に装着をする。

（3）容量は、施設管理者と設置事業者とで調整を行った上で確定させることとする。

（4）デザイン・図柄等に本校マスコットキャラクター「たなしやん」を表示すること。詳細については、契約確定後に、施設管理者と設置事業者とで協議の上、確定させることとする。

（5）販売その他の事項について、調整等が必要になった場合は、施設管理者と設置事業者との協議によって決定するものとする。

（6）販売管理の取扱いについて、不明な点が発生した場合は、信義誠実の原則に基づき、施設管理者と設置事業者との協議によって確定させることとする。

10 学校教育活動への協力

東京都立田無特別支援学校は、職業に関する授業を行っている。当該授業の中で、設置事業者が助言者として、以下の事項を生徒に説明することについて協力をお願いする。

（1）授業の中で、助言者として生徒に説明を行う内容

ア 自動販売機の仕組みについての説明

イ 自動販売機への商品の補充方法等の説明

ウ 生徒による自動販売機への商品の補充作業等の体験

（2）実施回数

年に3回程度

（3）説明方法

本契約で設置をする自動販売機を活用する。

11 自動販売機の形状および種類

- (1) 自動販売機本体の寸法
幅135cm以内×奥行80cm以内×高さ200cm以内とすること
- (2) 自動販売機の形状、塗装（デザイン・外観）等は、周辺環境に配慮したものとする。また、公共に不快感を与えないものとすること。
- (3) 自動販売機の機能については、設置前にあらかじめ施設管理者に届出をすること
- (4) 自動販売機に過大な広告を掲載しないこと
- (5) 商品購入時に案内音・効果音・BGMや音声を発しない機種とすること。
- (6) 支払方法において、電子マネー及び現金の使用が可能であること。また、令和3年発行の新500円硬貨、令和6年発行の新1000円紙幣が使用できること。
- (7) エネルギーに配慮した省エネモデルの機種とすること。
- (8) 温蔵・冷蔵併用型（ホットアンドコールド機能）の機種とすること
- (9) 自動販売機本体に漏電遮断器の機能がついた機種とすること
- (10) 販売商品の押しボタンスイッチが30個以上設置された機種とすること
- (11) 大規模災害時の飲料提供に対応できる機種〔災害支援型ベンダー（災害停電時に内蔵バッテリーで稼働する機種）〕とすること

12 防災対策

- (1) 大規模災害等の発生時においては、施設管理者の要請に応じて自動販売機内の清涼飲料水を無償提供すること。
- (2) 大規模災害時の飲料提供の具体的な取り扱いについては、使用許可の開始時に施設管理者と設置事業者とで「緊急時開放備蓄型自販機に関する覚書」を締結して定めることとする。

13 安全対策

- (1) 転倒防止
自動販売機の設置にあたっては、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）を遵守し、据付面を十分に確認し、非常時の転倒等が発生しないよう耐震補強等の安全対策を施すこと。
- (2) 衛生管理
清涼飲料水の販売に必要な営業許可・届出等の手続きを行うとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を尽くすものとする。
- (3) 防犯
硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

14 自動販売機の設置条件

- (1) 自動販売機の設置、維持・保守点検、及び補修・修理に関する費用は、設置事業者の負担とする。
- (2) 清涼飲料水の販売にあたり、行政上の各種許可等の手続きが必要となる場合は、設置事業者の費用負担で行い、その結果を、施設管理者に報告すること。
- (3) 設置事業者は、自動販売機の稼動に要した光熱水費相当額を、施設管理者の定める方法により支払わなければならない。
- (4) 設置事業者は、商品の補充、消費期限の確認・売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機及び設置場所周辺の清掃等、清涼飲料水の販売に関する一切の業務を行うこと。
- (5) 販売商品の搬入、使用済み容器等の搬出時間及び経路、業務用車両の駐車位置については、施設管理者の指示に従うこと。
なお、販売商品の搬入日、及び使用済み容器等の搬出日は、東京都立田無特別支援学校の開庁日に限定される。〔週休日（土日）・祝日・年末年始・学校閉庁日（8月中旬等）は、搬

- 入・搬出作業は不可とする。】
- (6) 自動販売機に、故障又は損傷が生じた場合は、設置事業者の費用と責任において速やかに必要な処置をとること。
- (7) 自動販売機及び商品の安全衛生に充分配慮するとともに、購入者その他第三者とのトラブル、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の費用と責任において適切に処理すること。また、自動販売機本体に設置事業者の連絡先を明記すること。
- (8) その他詳細については、施設管理者と設置事業者との間で協議の上取り決めるもとする。

15 経費負担

- 設置事業者は、以下に掲げる経費を負担すること。
- なお、市販価格（定価）より廉価な価格設定の場合は、自動販売機設置に係る教育財産の使用料を免除する。
- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に関わる諸経費
- (2) 電気料（光熱水費相当額）
- ア 電気料等建物の使用に伴う経費（光熱水費相当額）は設置事業者の負担とし、設置時に施設管理者と設置事業者との間で「協定書」を締結する。
- イ 電気使用量は、学校担当者が計測し、当該計測により、東京都教育委員会が定めた基準により算出した光熱水費相当額を毎月、施設管理者が発行する納入通知書により納付するものとする。
- (3) 電気使用量を計測するための子メーター〔計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。〕を設置する経費
- ア 電気使用量を計測するための子メーターは、設置事業者が設置することとする。子メーターの設置については、施設管理者の指示に従うものとする。

16 使用済み容器の回収

- (1) 自動販売機設置場所には、販売する清涼飲料水の使用済み容器の回収ボックスを設置すること。回収ボックス内にある使用済み容器は、設置事業者の責任で回収ボックスから溢れないよう定期的に回収し、周辺の清掃を適宜行うこと。
- (2) 回収ボックスの素材は、プラスチック製や金属製等、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とすること。
- (3) 回収ボックスの容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とすること。
- (4) 回収ボックスについて、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの、又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
- (5) 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法などの関係法令に基づいて適切に処理すること。

17 設置場所の返還

- 使用許可期間の満了、又は使用許可の取消し等により自動販売機を撤去する場合は、設置事業者の費用負担で直ちに設置場所を原状に回復して、施設管理者の確認を受けなければならない。

18 自動販売機設置に伴う事故対応

- (1) 自動販売機及び商品の盗難及び破損について、施設管理者はその責めを負わない。
- (2) 設置事業者は、販売商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

19 設置事業者の要件

- 設置事業者の要件は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 過去3年間に営業販売に関し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は食品製造等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）に基づき、営業許可の取消し等の行政処分を受けていない者
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (3) 東京都内に事業の営業所・事務所等を有していること
- (4) 緊急を要する場合、速やかに適切な対応ができること

20 使用許可の条件

- (1) 設置事業者は、本使用許可に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。
- (2) 次の各号に該当するときには、設置事業者に対して使用許可の取消し、又は変更がある。
 - ア 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき
 - イ 使用許可をした財産について、公用又は公共用に供するため必要となったとき
 - ウ 設置事業者が使用許可の条件に違反したとき
 - エ 設置事業者の要件を失ったとき
 - オ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理又は特別清算の申し出をし、若しくはその申し立てを受けたとき。
 - カ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合

21 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (2) 納入の際、車両を駐車する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、アイドリング・ストップを遵守すること。

22 遵守事項

- (1) 学校敷地内は、全面禁煙とする。
- (2) 自動販売機の管理運営業務に当たっては、生徒、教職員及び外来者の安全に十分注意するとともに、日常の教育活動に支障を来さないよう配慮し、丁寧にかつ速やかに行うこと。また、既存の建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう必要な措置を講じること。
万一損害を与えた場合は、設置事業者の負担により原状に復旧すること。
- (3) 設置事業者は、業務実施中に知り得た東京都立田無特別支援学校に関する情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 社会情勢を踏まえた適切な新型コロナウイルス等の感染症対策をおこなうこと。
- (5) その他、自動販売機の設置運営に際して、不明な点が発生した場合は、施設管理者と協議すること。

23 特記事項

- (1) 契約期間中に、学校施設等の工事や長期にわたる改修工事等が施工されることになった場合、その期間は販売できない、若しくは売上げが著しく低下する場合があることを承知すること。

24 担当

東京都立田無特別支援学校 経営企画室 契約担当

住 所 〒188-0012 東京都西東京市南町5-15-5

電 話 042-463-6262

ファクシミリ 042-463-6139

電子メール S1000270@section.metro.tokyo.jp